

令和元年度

第1回 石狩市健康づくり推進協議会

日時／令和元年7月1日（月） 18時30分開会

場所／石狩市役所5階 第1委員会室

次 第

1 開 会

2 議題

（1）石狩市健康づくり計画の平成30年度の取り組み（実績・評価）

及び令和元年度の取り組み（予定）について・・・・・・・・・・

資料1

（2）石狩市健康づくり計画中間評価について・・・・・・・・・・

資料2

3 報告事項

（1）石狩市自殺対策行動計画の策定について・・・・・・・・・・

資料3

（2）量ってダイエット100日作戦について・・・・・・・・・・

資料4

（3）石狩いきいきフェスタ2019の開催及び

高齢者歯のコンクールの開催について・・・・・・・・・・

資料5

4 その他

5 閉 会

保健福祉部 保健推進課

令和元年度 第1回石狩市健康づくり推進協議会
座 席 表

保健推進課主任 小松平 嵩		会 長 阿部 包	
委員 中川 賀嗣			委員 貝田 保史
委員 江頭 裕二			委員 金木 渉
委員 清水 康博			委員 飯田 鉄蔵
委員 沢田 茂明			委員 犬上 十美子
委員 清野 和彦			委員 向田 久美
			委員 大澤 順子

（事務局席）

保健推進課主査 竹瀬 麻紀	保健推進課主査 白川 晃子	健康推進担当部長 上田 均	保健推進課長 武田 渉	保健推進課主査 廣瀬 芳江	保健推進課主査 笠井 剛
		スポーツ健康課長 小島 工	国民健康保険課長 東 薫	保健推進課主任 田口 聖悟	

石狩市健康づくり推進協議会委員名簿

平成31年4月1日現在

構 成	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者（2名）	阿 部 包	藤女子大学人間生活学部特任教授	
	中 川 賀 嗣	北海道医療大学リハビリテーション科学部教授	
保健医療団体委員（3名）	江 頭 裕 二	札幌歯科医師会北支部副支部長	
	森 昭 久	北海道江別保健所長	新任
	清 水 康 博	札幌薬剤師会北支部副支部長	
関係団体委員（5名）	沢 田 茂 明	石狩市社会福祉協議会常務理事	
	清 野 和 彦	石狩市体育協会専務理事	
	清 水 祐 美 子	石狩市食生活改善推進協議会会長	
	貝 田 保 史	石狩市連合町内会連絡協議会会長	
	金 木 渉	いしかり医療と福祉のまちづくりひろば代表	
公募委員（4名）	飯 田 鉄 蔵	一般公募	
	大 澤 順 子	一般公募	
	犬 上 十 美 子	一般公募	
	向 田 久 美	一般公募	

任期：平成30年8月1日から令和2年7月31日まで

○石狩市健康づくり推進協議会設置要綱

平成22年 5 月18日要綱第61号

改正

平成26年 3 月31日要綱第67号

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる健康づくりの推進を目指し、地域特性に応じた健康づくり対策や環境整備の推進を図るため、石狩市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議、検討する。

- (1) 健康づくり計画策定、取組みの推進及び評価に関すること。
- (2) 健康づくり対策に係る情報交換及び啓発に関すること。
- (3) その他健康づくりのために必要と認められる事項

(組織等)

第3条 協議会は委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体、市民、行政機関等から市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会は別に定める要領をもって運営する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部保健推進課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日要綱第67号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。